

小笠原諸島・奄美群島・沖縄 地域加算

小笠原諸島振興開発特別措置法より（抜粋）

第一章 第四条

この法律において「小笠原諸島」とは、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

奄美群島振興開発特別措置法より（抜粋）

第一章 第一条

この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域)をいう。

沖縄振興特別措置法より（抜粋）

第三条 三 離島

沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。